

令和6年門真市教育委員会第11回定例会

開催日時 令和6年11月22日（金）午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第32号 令和6年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について
- 日程第4 議案第33号 （仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更の申出について
- 日程第5 議案第34号 門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定の申出について
- 日程第6 議案第35号 令和6年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第7 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	井手 邦宏
教育部教育総務課長	高岡 華織
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	高山 拓也

教育部学校教育課参事 向井 祐樹
教育部学校教育課参事
兼 教育センター長 岡田 和樹

八木下教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 議案第32号 令和6年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書1ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。

9月3日に実施されました大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）の結果概要が10月31日に大阪府より公表されましたことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては別添カラー刷り資料をご覧ください。表面は、中学校3年生の調査の概要、調査結果の国語・社会・数学・理科・英語の平均得点、及び平均点を活用した対府比を経年比較したグラフ、そして今後の取組についてでございます。裏面には、生徒アンケート調査結果について掲載をしております。

表面の結果概要を申し上げますと、平均点における対府比較で国語89.3%、社会85.1%、数学83.6%、理科84.5%、英語83.4%という結果となり、昨年度の中学3年生と比較しますと、国語－1.2%、社会－0.5%、数学－3.2%、理科±0%、英語＋1.3%となりました。

また中学2年生時からの同一集団で比較しますと、国語-0.2%、社会-2.4%、数学-5.5%、理科+6.3%、英語-0.7%となっております。

裏面は生徒アンケート調査結果11項目について掲載をしております。調査結果から、市全体として「授業中、思考ツールを使うなどして、自分の考えを整理したりまとめたりする場面がある」「授業中、PC・タブレットを使って、学級の友だちと意見を交換する場面がどれくらいあるか」の2項目が大阪府の平均よりも高い結果となり、一定、教師による一斉講義型の授業からの改善は見られます。

また、各校個別にこの11項目と結果の関係性をクロス分析してみますと、昨年度より向上傾向にある学校では、先ほどの2項目が高いことに加え、「学校などで、他の人と協力し合うことができる」「あなたの学級は、違った考えや意見を受け入れる雰囲気がある」等の集団作りや協働的な学びに関する肯定的回答割合が、高い数値となっております。

今後は、この結果にも基づき、市教委が学校をサポートしながら、さらに子どもを主語とした授業改善を推進していきたいと考えております。

公表につきましては、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

八木下教育長： 説明は終わりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： まとめありがとうございます。資料の裏面の生徒アンケートですけれども、門真の中3は読書を全くしないが約半数、これは府の平均と比べると20ポイント近く高い。逆に2時間以上スマホやタブレットで遊んでいるというのが、肯定的な割合も全部含めると2時間、3時間とかなり多いという、このあたりは学力とも大きく関係してくるのではないかなと思われま。その辺の考察とか対策みたいなものがあるといいと思います。以上です。

岡田学校教育課参事： 読書の件についてですけれども、私達も今、分析をしているところですが、ご指摘のとおり、これは大きな課題であると思っております。府が29.4%の中で市が48.2%と数値的にも格差があるというところで大きな課題があると考えています。

教育センターができることとしてはまず現在推進している探究的

な学びの授業作りというものを推進することで、日頃の読書と日頃の学習とを繋げたいと考えています。探究に関わるテーマ設定や問いの設定には読書の活用が、書籍の活用が重要であるということは、今連携させていただいている風越学園からもいただいているエッセンスでありますので、このことも踏まえながら探究的な学びをまず推進していこうと思っております。

また、図書館との連携であるとか、図書室の整備であるとか、あと幼少期の読書習慣というものは、なかなか教育センターだけでは改善できるものではありませんので、引き続きこの情報は他課とか他グループとも連携はしていきたいなというふうに思っております。

もう一つのスマホやタブレットを使っている時間が多いというところですが、こちらも従来から市全体の大きな課題として捉えています。家庭での過ごし方という課題の側面もあるのでこちらも他グループ等との連携は必須かなと思います。ただ教育センターとして見ますと、この時間が長いということは逆に言えば、家庭での自主学習というか、家庭学習の短さとも関連しているのかなと捉えています。学校の学びと家庭学習がリンクしていないとか、学びへの意欲が育めていない等が要因にあるのかなと感じております。

教育センターとしては、家庭の啓発というのは現在もしていますので、そこは継続することはもちろんのこと、やはり子どもが自分の意志で、家庭学習、自主学習を進めるような子ども主体の学びというのは引き続き進めて行きたいと思っております。以上です。

満永委員： まさしく、その視点は大事だなと思います。これは質問や意見なのですが、文科省の委託調査研究を受けて、読書活動と学力学習状況の関係に関する調査研究というのを静岡大学がやっているのです。僕がセンター長をやっていた頃によく見たもので、もう10年ぐらい前なのでちょっと古いのですが、ただエキスとしては今もあっているのではないかと思います。72ページのレポートと別表が319ページについて、様々な関係を、学校質問用紙と生徒質問用紙学力の相関をいろいろ調べているんですけども、そこにこんなことが書いているんです。まずは平日の勉強時間に関わらず、小・中とも長時間ゲームをするに従って、教科の学力が低くなる傾向がある。多分そうだろうなと思っ

ているんですけども、これがデータで明らかになる。

もう一つは、長時間の読書は必ずしも学力の高さに結びつかない。教科学力が高い層は、小学校で10分から2時間、中学校は10分から

1時間ぐらいの読書をしている子が、学力が最も高い。つまり計画的にやっているかっていうこと。

そして、最後にこんなことを言っています。読書好きかどうかは教科学力の様々な部分と強い関連があつて、その関係の強固さが明らかになったと書いてある、つまり読書時間はさることながら読書好きかどうか。

こんなことも書いてあります。学校司書を活用することが大事だと。

今、学校司書を2校に1人配置していて、学校司書をどれだけ活用できるかと。特に中学校では、司書がいる学校図書館では図書室の利用頻度が高い。そのためもう一度、司書の人とどうやったら読書好きになれるのかなというようなことを、環境を整えていくことが大事かなと思います。

あと学校への提言としてこんなことを書いています。児童生徒に対して本やインターネットを使った資料の調べ方が身につくように指導しているとか、児童生徒に対して資料を使って発表できるように指導しているとか、児童が自分で調べたことや考えたことをわかりやすく文章に書かせる指導をしているとか、この三つの項目がしっかりできていると答えているところが非常に高く、読書好きが増えているということも言っているので、こういった部分も少し注視して見てほしいですし、これが、まさに今やっている個別最適な学びとか、そういうところに関わってきますよね。なのでそういうこともお伝えしていただきたいなと思います。

あと、学校の読書環境の整備について、ただ、いきなり中3で本を読めと言っても無理ですから、例えばこの間、峯松教育監が公私立幼稚園協議会でお話してきたと聞いていますが、そんなときに現状を伝え、やはり幼少の頃から読書習慣付けることが大事だというようなことを言ってほしいですし、この間、東小に行ったときは、絵本のひろばが来ていました。門真図書館がずっとやっているものです。すごく良いので、そういったことを各校でどんどんやっていくと、せつかく再来年の4月に、新しい図書館が門真にできるので、その部分の連携も図書館とかといろいろ話しながら、あるいはこども部とも話しながらやって、あとスマホについてはPTA協議会が今から7、8年前に、七中校区で1年間、スマホの正しい使い方について親と学校と一緒に取り組みましょうというふうに取り組んで、その1年後の経過観察の結果が非常に良好だったという発表がありましたので、そういうところもPTA協議会でやると、これはもう教育センターだけでできること

はないので、全体的にやってほしいなど。この間、教育フォーラムで堺の教育長に会ったときに、堺の教育長がいかに読書好きを作るかが、課題だと言っていましたね。いまだに読書好きを作るのは古いのではないかと思うけれども、そうではなくて、読書好きを作るということも一つ視点に入れてもらえればありがたいです。長くなりました。ありがとうございました。

八木下教育長： ありがとうございました。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第33号 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更の申出について
説明者 渡辺教育企画課長

議案書 2 から 3 ページをご覧ください。本件は、令和 5 年 9 月 25 日に鴻池組・教育施設研究所共同企業体と契約の締結を行いました。(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備について、建築資材等の高騰等に伴い変更契約が必要となりましたので、契約金額「116億 2,128 万円」を「131億3,013万2,110円」に改めるものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第34号 門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について
説明者 高岡教育総務課長

議案書 4 ページからをご覧ください。本件につきましては、学校給食費の管理における透明性の向上及び学校給食の安定的な実施を図るため、現在、私会計で管理している学校給食費を市の一般会計に組込む公会計とするにつき、学校給食の実施及び学校給食費等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、条例の主な内容であります。5 ページをご覧ください。まず、第 1 条にこの条例の趣旨、第 2 条に用語の定義を規定し、第 3 条

に学校給食の実施について、第4条に学校給食費の徴収、第5条にその納付について、第6条には減額に係る規定を、第7条には教職員等の給食費の取扱いについて規定しております。なお、附則といたしまして、本条例の施行日は令和7年4月1日からとしており、第2項において、準備行為は施行前においても実施できるよう公布の日からとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第34号門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第35号 令和6年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 高岡教育総務課長

(款)教育費、(項)教育総務費、(目)教育振興費、3,674万8千円の追加は、令和7年度以降に市立小中学校で使用予定の教師用教科書及び指導書を購入するため、需用費の歳出予算を計上しております。

次に、(款)教育費、(項)小学校費、(目)学校管理費、1,864万8千円の減額は、令和6年度に予定していた小学校の屋内運動場改修工事に係る実施設計業務について、入札不調に伴い、次年度実施に向けて調整するにつき、委託料の歳出予算を減額するものであります。

議案書10ページをご覧ください。(款)教育費、(項)幼稚園費、(目)幼稚園管理費、201万8千円の追加は、令和7年度に大和田幼稚園を改修するにあたり、備品等の運搬及び廃棄物処理に係る委託料の歳出予算を計上しております。

次に、歳入についてであります。戻りまして、議案書8ページをご覧ください。(款)市債、(項)市債、(目)教育債、1,850万円の減額は、先ほどと同様、令和6年度に予定していた小学校の屋内運動場改修工事に係る実施設計業務について、入札不調に伴い、次年度実施に向けて調整するにつき、速見小学校屋内運動場空調設置他工事事業債等の歳入予算を減額するものであります。

最後に、11ページをご覧ください。債務負担行為についてであります。(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品調達事業1

億422万5千円の追加につきましては、令和8年度開校予定の義務教育学校の給食棟内に設置する備品購入するため、債務負担行為を追加するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 門真市教育委員会特別表彰要綱の制定について
説明者 高岡教育総務課長

本件につきましては、門真市教育委員会教育功労者表彰規程の全部改正にて、教育功労者の定義を明確化することに伴い、スポーツ・文化活動において優れた成績を取めた方々を「門真市教育委員会特別表彰」として表彰するにあたり、本要綱を制定するものであります。

要綱の内容につきましては、第1条に、門真市教育委員会特別表彰の目的を定め、第2条に被表彰者に該当する基準を、第3条に表彰の除外について定め、第4条に被表彰者の推薦について、第5条に推薦の方法について定めております。第6条では、表彰の方法について、第7条では、表彰の時期について規定し、第8条から第11条までは、特別表彰審査委員会について、第12条では、公表の方法について、最後に第13条で、細目について定めております。なお、附則といたしまして、施行日を令和6年11月4日としております。

以上、誠に簡単ではございますが、諸報告第1号、門真市教育委員会特別表彰要綱の制定についてのご報告とさせていただきます。

番号2 門真市立学校教職員人事基本方針及び令和7年度門真市立
教職員人事取扱要領について
説明者 向井学校教育課参事

先日、大阪府教育委員会より令和7年度公立学校、公立小学校、中

学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領の送付がありました。大阪府公立学校教職員人事基本方針については変更はありませんでしたが、令和7年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領については、年度の変更に加え、昨年度に引き続き異動対象者について変更がありました。

具体的には、新規採用者以外の教員について、府の人事取扱要領では昨年度は6年以上勤務する者が異動対象であったものが、1年短縮され、5年以上勤務する者から異動対象となるように変更されております。また、現任校での勤務がこれまでは最長10年までとされていたものが、こちらも1年短縮され、最長9年までに変更されております。

そのことを受けまして、来年度に向けた門真市立学校教職員人事基本方針、門真市立学校教職員人事取扱要領についてご説明申し上げます。諸報告資料3ページからでございます。まず、門真市立学校教職員人事基本方針につきましては、変更はございません。

次に4ページ、令和7年度門真市立教職員人事取扱要領の変更箇所についてご説明いたします。まず、表題等の年度を令和7年度に変更しております。次に、1の(3)、異動及び配置換の推進の、②をご覧ください。府の取扱要領に準じて、これまで「6年以上勤務する者」が異動対象であったところを短縮し、「5年以上勤務する者」を異動対象として変更しております。次に、その下の③をご覧ください。首席、指導教諭につきましては、本市の人事取扱要領ではこれまで同一校での勤務は10年を上限としておりましたが、府が9年を上限としたことに伴い、同様に本市においても9年を上限とする内容に変更しております。

番号3 損害賠償請求事件について

説明者 高山学校教育課長

前々回の教育委員定例会にて訴状が本市に到達したことを報告いたしました。請求の趣旨や今後の対応について御報告いたします。本件は、門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起したものでございます。

請求の趣旨でございますが、原告らの長男が、門真市が設置する中

学校に在学中、学校の生徒らから執拗ないじめを受け、いじめ被害を学校の担任教諭らに訴えたにも関わらず、担任教諭らが適切に対処しなかった結果、強い心理的負荷を受けて自死したとの主張により、門真市及び被告生徒らに対して損害賠償を求めるものでございます。

訴訟につきましては、10月30日に第1回進行協議期日を終え、次回期日は、12月11日を予定しております。引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後2時27分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 松宮 新吾